

但シ就業規則ニ違反シ又ハ不都合ノ均爲アリタル者ハ此
限リニ在ラズ

三 会社ハ今回ノ問題ニ関係シタル者ニ對シ解雇又ハ免別
待遇ヲ爲サント

比 今回解雇セラレタル者ニシテ社宅ニ居住スル者ハ此免書
交換ノ翌日ヨリ三週間以内ニ五区ヲコト

但シ五区者ニ對シテハ家族者ニ依リテ全額松岡乃至五
松岡ノ五区料ヲ支給ス

以上

昭和七年十月二十四日